

News Letter

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人

2024
July
Vol.220



発行元

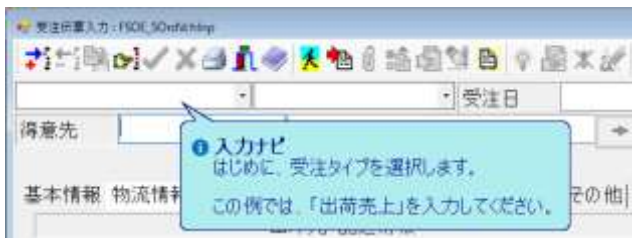
(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

II 容易に活用！操作ナビ

操作ナビとは

操作ナビは V2.02.21 で Plaza-i に追加された機能です。予め操作手順をユーザナビマスターでマスター化しておき、視覚的に「次の操作」をヒントとして表示することで、ナビゲーションする機能です。

V2.03.06 でヒントアイコン、ヒントタイトル、背景色や前景色の設定もできるよう改善されました。



最近弊社のセミナーでも機能紹介させていただき、ありがたいことに「当社でも使えるか」「どのようにセットアップすればよいか」とお問い合わせをいただいております。

セットアップは容易

基本的なセットアップ手順は次の2ステップです。

1. ナビゲーションしたい操作手順を記録する
 - ・ 操作ログの記録メニューを利用して、ナビゲーションしたいメニューや画面を実際に操作して記録することができます。
 - ・ これがマスターの元になります。

Contents

- ・ [容易に活用！操作ナビ](#)
- ・ [ChatGPT-4o](#)
- ・ [ロジカルシンキングを重視しすぎるリスク](#)
- ・ [Plaza-iPDF 分割保存](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [デジタルインボイスのご紹介](#)
- ・ [外形標準付加価値割の注意点](#)

(操作ログの記録メニュー)



(実際に操作して記録)



2. 記録した操作ログをユーザナビマスターに取り込む
 - ・ 1. で記録した操作ログを、ユーザナビマスターで取り込み、ナビテキスト（ヒントに表示する文言）に分かりやすい説明を入力します。
 - ・ “分かりやすい説明”というところがミソで、何をどのようにすれば伝わりやすいかを検討する方が、時間を要するかもしれません。

(マスターでファイル取り込み)



あとは使うだけ

操作ナビメニューを開いて登録したマスターのナビを開始してみましょう。マスターの説明を見直したり、色の設定を調整して表現を向上させたりするとよいでしょう。



導入時だけでなく、その後のシステムの継続的な利用という面でも、習熟度の維持・向上に操作ナビを役立ていただければ幸いです。

別途とはなりますが、より迅速にセットアップを行いたいなど運用支援のご提案も可能ですので、ご興味がありましたら弊社サポート窓口 (support@ba-net.co.jp) までお問い合わせください。

II ChatGPT-4o

2024 年に入り、AI (人工知能)、特に生成 AI と言われている領域の技術革新が進んでおります。最近では 2024 年 5 月 13 日、OpenAI は新しいフラッグシップモデル「GPT-4o」を発表しました。この GPT-4o が話題となっていますが、今までと何が違うのか簡単に取り上げたいと思います。

GPT-4o が大きく取り上げられている特徴はマルチモーダルモデルです。

マルチモーダルとは要するに、言語や音声、画像などさまざまな情報 = モダリティをまとめて処理できる AI であるということです。

このマルチモーダルで言語、音声、画像を組み合わせたシームレスな処理で、これまでの ChatGPT は主にテキストベースのやり取りに限定されていましたが、GPT-4o では音声での入力も受け付け、ほぼ瞬時に応答します。

応答時間はわずか 232 ミリ秒、平均でも 320 ミリ秒程度なので、人間の会話と遜色ないスムーズなやり取りが可能です。

また、非英語テキストの理解力も大幅に改善され、国際的なビジネス展開をしている企業にとって、多言語対応のチャットボットや翻訳ツールとして非常に有用とも考えられ

ます。視覚情報の理解も進化しているため、画像認識やビデオ分析の精度が向上し、さまざまな分野での応用が広がることが期待できます。

一例として下記プロンプトで作成した画像イメージです。

プロンプト：とても美しい光を放つダイヤモンドの画像を作成してください。プリリアントカットされ、ガラスケースの展示台に入っています。

【結果画像】



このようにプロンプトを与えるだけでデザイナーに今まで依頼していたような画像も数秒で作成が可能です。

安全性の面でも、GPT-4o は大幅に強化されています。サイバーセキュリティや偏見、公正性に関する外部専門家によるレッドチーミングが実施されており、安全かつ信頼性の高い AI システムを提供しています。これにより、個人情報の取り扱いやデータの保護についても考慮がよりなされているようです。

便利、かつ多機能で色々な用途で利用できる反面いくつか課題も御座います。

・データのプライバシーとセキュリティについて

GPT-4o は多様なデータを処理する能力を持っているため、処理を行うデータに機密情報が含まれる場合、そのデータがどのように保護されるか、特に企業の機密情報や個人情報が含まれる場合、データの取り扱いに関する厳格なポリシーが求められます。

・ハルシネーション (hallucination : 幻覚)

どんなに高度な AI でも、誤った情報を提供するリスクはゼロにはなりません。特に、GPT-4o は大規模なデータセットを元に学習しているため、訓練データに基づくバイアスが生まれ事実と異なる回答を行う場合があります。AI の出力が誤りを含んでいた場合、その影響や責任を誰が負うのかという問題があります。特に、顧客対応や医療分野など、重要な意思決定に関わる場合には、慎重な対応が求められます。

・著作権侵害について

生成 AI を利用し、画像やコンテンツ作成が容易になりましたが、AI トレーニングに用いたコンテンツに類似した生成物が既存コンテンツの著作権を侵害していないかなど、法整備と技術に追い付いていない場合の訴訟リスクなどがあると考えます。

便利な反面課題も多い AI ですが、労働人口の減少が叫ばれる日本においては、今後更に普及が進むと筆者は考えます。

|| ロジカルシンキングを重視しすぎるリスク

はじめに

平素より Plaza-i をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

ビジネスにおける問題をはじめ問題解決にはロジカルシンキングが有効と考えられています。しかし、実際にはロジカルシンキングを重視し過ぎることで、かえって問題解決が難しくなることがあります。筆者の場合、Plaza-i 導入プロジェクトでロジカルシンキングに思考が凝り固まるときに木村 尚義(著)「天才たちの思考法—図解でわかる! はじめてのラテラルシンキング」と出会い、問題解決の道筋はいつも同じとは限らないことに気づき、参考になりました。

本稿では問題解決におけるロジカルシンキングへの傾倒に焦点を当て、ではそのような場合にどう考えたら良いか?について、触れてみたいと思います。

ロジカルシンキング

ロジカルシンキングは、矛盾のない筋道を成り立たせて結論を導く考え方です。ロジカルシンキングは、前提や情報に対して深く縦に掘り下げて考えていくことから、因果関係を導くための「前提」を基に深掘りする「垂直思考」が特徴です。

ロジカルシンキングでは、結論を論理的に導く方法がポイントになります。代表的な手法として「演繹法」「帰納法」「弁証法」がありますが、物事を頭の中だけで考えると上手く活用できないため、フレームワークを使い論理的に物事を考えます。よく利用されるフレームワークに「ロジックツリー」「マトリクス」「ピラミッドストラクチャー」などがあります。

ロジカルシンキングの注意点

物事を論理的に考えることに固執してしまうと、与えられた前提にしばられてしまったり、思考や発想が行き詰まったり、今までの取り組み方に縛られてしまい、新しい解決策を発見できないといったことが発生します。ロジカルに考えることは言うてみれば、効率的な分類をすることです。しかし与えられた枠組みの中で思考してしまう罠にはまって、うまくいかないことがあるのです。

ラテラルシンキング

ラテラルシンキングは、固定観念や既存概念の枠にとらわれず、物事を水平的に考える思考法です。そのためには3つの力が必要と言われていています。

- ① 前提を疑う。従来の定義は今後も通用するか?
- ② 抽象化する。自由な発想で可能性を広げて考える。
- ③ セレンディピティ。偶然の出来事を別のことに結び付ける。何でも好奇心を持って見る。

ラテラルシンキングは固定された分類や定義の壁を越える発想が大切です。その分類や前提を疑うことからスタートし、これまでと違う発想をしてみる事がポイントになります。

ラテラルとロジカルを織り交ぜる

一度頭をフラット・ニュートラルな状態にして、ラテラルに広い視野で発見した可能性を、ロジカルな発想で効果的

に絞り込み、実現できるベストの解決策を導き出していきます。ラテラルとロジカルを効果的に織り交ぜることでより優れた思考ができるようになります。

おわりに

ビジネスシーンには一筋縄ではいかない多種多様な問題が存在し、それらの問題に頭を悩ませ、それでもなお解決に向けて物事を進めていかないといけない場面が多々ありますが、本稿が考え方の一助になるきっかけになれば幸いです。

|| Plaza-i PDF 分割保存

はじめに

Plaza-i の印刷指示画面から出力先「PDF」を選択した場合に伝票ごとに分割した PDF ファイルをフォルダに直接出力する機能が実装されました。(執筆時点で[ARS 請求書発行][PUR発注伝票印刷][APS支払通知書印刷]に対応しています)

本機能は 2024 年 1 月号の新機能紹介で一部紹介したのですが、ご好評を頂いた為、あらためて独立項目としてご紹介させていただきます。

これまでの PDF ファイル保存

コロナ禍以前は請求書や支払通知書は印刷物を郵送することが通常でした。その場合、請求締め番号や請求書作成日で範囲指定を行い印刷します。プリンターから出力された紙の請求書を三つ折りにして窓あき封筒に封入します。

コロナ禍中にリモートワークが進んだことによってオフィスでの請求書の印刷や紙の請求書の受け取りが難しくなることと電子データ化が一気に進みました。

Plaza-i でも一足先にペーパーレス・電子データ化対応として BtoB プラットフォーム請求書との API 連携を実現してきました。

しかし、どうしても自社フォーマットで送らなければならない場合、Plaza-i では伝票番号ごとに範囲指定してから PDF 出力し、1 ファイルごとにファイル名を手打ちしてフォルダに保存し、作成したメールに添付して送る必要がありました。

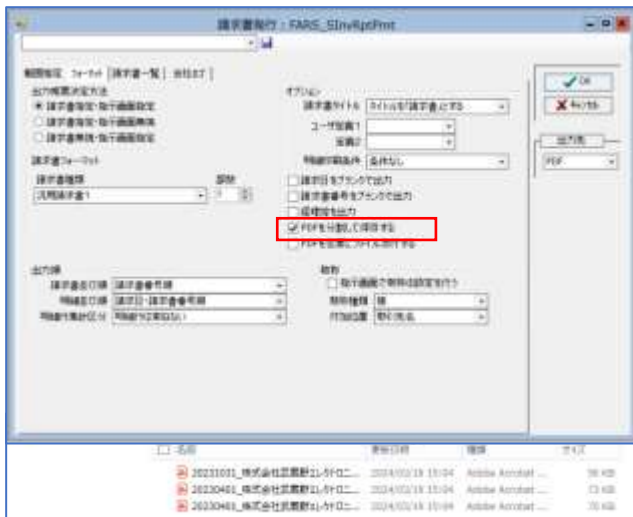
PDF をダイレクトにフォルダに保存

今回ご紹介する PDF 分割保存機能は上記の「①伝票番号ごとに範囲指定してから PDF 出力し、②ファイル名を付けてフォルダに保存し、③作成したメールに添付して送る」を一気に解消することができます。

具体的な機能についてご紹介いたします。

請求書発行メニューで出力先を PDF もしくはメールを選択した際に「PDF を分割して保存する」のチェックボックスが表示されます。

このチェックボックスをオンにして OK ボタンを押すとあらかじめ設定しているフォルダにあらかじめ設定した命名規則に則って PDF ファイルが作成されます。



フォルダ・ファイルの名称を指定

出力先のフォルダはプレースホルダという命名規則によって事前に指定することができます。請求先コードごとや請求日、担当者ごとに仕分けを行うことができます。請求先ごとに仕分けを行うことによって出力された PDF を一括でメールに添付することなどが可能になります。

¥電子取引データ¥送付¥請求書¥2023 年度¥4 月¥ABC 社

またフォルダと同じくファイル名もプレースホルダによってファイル名称の指定を行うことができます。

20240701_ABC 社_ライセンス費用_200000_24070001

これによりいちいち出力先のフォルダを選択して、毎回ファイル名を考えて保存しなければならないという業務からも解放されます。

まとめ

電子請求発行システムのように大きく業務を変更することに抵抗がある場合でも本機能を利用することで、日常業務の大幅な省力化につながるのではないのでしょうか。

今回ご紹介した機能は最新バージョンへのバージョンアップとセットアップが必要となります。ご利用希望やより詳細な説明をご希望の場合は、カスタマーサポート(03-5520-5330 内線 71)(support@ba-net.co.jp)へお問合せください。

|| Plaza-i 最新バージョン情報

2024 年 7 月 17 日 現在までリリースしております、最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせ致します。

- Plaza-i.NET V2.03.30.03

II デジタルインボイスのご紹介

1. はじめに

令和5年10月1日にインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始して半年が経ちました。大半の納税者が最初の確定申告を迎えた時期ですが、どのような課題が浮かび上がり、それに対してどのような対応を検討しているのでしょうか。今回は少し視点を変えて、インボイス制度の先にある「デジタルインボイス」をご紹介します。

2. インボイスの役割

まずインボイスの役割をおさらいしておきます。

日本の消費税は、事業者の課税資産の譲渡等の対価の額を課税標準とし、これに係る預かった消費税額から仕入税額控除を行って納税額を算出するとされ、事業者の納税額合計は、最終消費者の消費（各取引段階で生み出された付加価値の総計）に対する消費税額に一致する構造になっています。もし、仕入税額控除を行わなければ、取引段階の数だけ消費税が累積してしまうため、仕入税額控除の計算は消費税の最重要項目といえます。

令和5年10月1日に開始した適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）とは、上記の仕入税額控除の額を計算する際の手続の変更です。従来は、帳簿方式（注1）が採用されていましたが、これをインボイス（適格請求書）に基づく方式に移行したものです。

つまり、インボイスは消費税累積の証明書であるため、仕入税額控除の根拠資料になる、といえます。

3. 実務上の問題と解決策

インボイスは、税の累積を排除する仕組み上の道具として必要なものですが、経理実務の最前線では、とにかく手間がかかる印象があります。「インボイスとして使えるものかどうかチェックした上で、これに沿った記帳をしないとイケないし、電子帳簿保存法への対応作業も増えて手間なの」と思っている方も多いのではないのでしょうか。

インボイス導入時期と電子帳簿保存法（特に、電子取引の保存義務化）の時期が近かったためか、インボイスの保存と電子保存とを混乱した方も多そうですが、ここで整理すると同時に、発想を転換してみてもはどうでしょうか。

電子データでもらったインボイスはそのまま保存し（電子保存）、これを帳簿データに変換して、記帳そのものの手間を省いてしまえばよいのです。

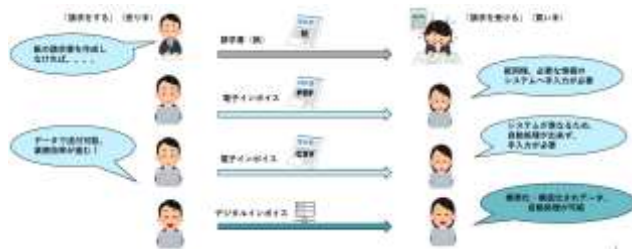
4. デジタルインボイスとは何か

きれいな印刷物の請求書が届いた時に、「印刷物の元データをそのままもらえれば、加工してうちの会計（基幹）システムに取り込めるのに」と思ったことはありませんか。また、領収書の画像データを会計システムに取り込んだ時に、「AIが読み取って仮起票してくれるけど、AIがもう少し賢ければもっと効率化できるのに」と思うこともあるかもしれません。

デジタルインボイスはこの夢を叶え、さらにその先まで進めてくれる可能性を秘めています。

電子インボイスは、紙ではないPDF形式やcsv形式など電子データのインボイスを指しますが、デジタルインボイスはこれとは異なります。事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議（注2）で提出された資料では、デジタルインボイスを、「請求情報（請求に係る情報）を、売り手のシステムから、買い手のシステムに対し、人を介することな

く、直接データ連携し、自動処理される仕組み。その際、売り手・買い手のシステムの差異は問わない。」(p.3)としています。これを実現するには「標準化された構造化データ」でなければならず、日本では、国際標準仕様である Peppol (ペポル) をベースとした標準仕様が策定されています。



〈出典〉「資料4 デジタルインボイス (Peppol e-invoice) について」(デジタル庁ホームページ, 2023 ,p.3)

5. デジタル化のメリットとデメリット

すでに一部会計システム等はデジタルインボイスへの対応が進められていますので、今後（近い将来）は「Peppol 対応」が標準になると考えられます。

会議資料では、「デジタルインボイスを活用した『自動処理』の恩恵は、『買い手』の効率化にとどまらない。例えば、『売り手』は、自らが提供した請求に係る情報を入力情報と結びつけたデータで受領することで、入金消込の自動化も実現可能」(p.4)としています。具体的な利用イメージは、会議資料にわかりやすい図の記載がありますので、ぜひご覧ください。

とはいえ、やはり初期投資は必要になります。csv形式のデータ取込機能を搭載したシステムや、自社開発システムを利用している会社では、改修や開発、運用指導等のコスト負担が予想されます。

6. おわりに

デジタルインボイスは魔法の杖ではありませんが、人材不足が現実の課題となっている昨今、この解決の助けになる部分もあるように思います。

インボイスが導入されたことで、これまで以上に認識されるようになった課題の解決に有効な対応策になるようにも思われます。目先の事務負担軽減だけでなく、アイデア次第で解決策の選択肢が広がる可能性はないのでしょうか。業務フローそのものの見直しも含め、導入を検討する意味はありそうです。

(注1) 納税義務者の帳簿の記載に基づいて控除を認める方法を指します。帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件であるため、(区分記載)請求書等保存方式とされています。

(注2) 官民の一体的なデジタル化推進を目指し、関係省庁等の連携を密にし、取組を加速するために令和5年11月30日から開催されている会議であり、今回ご紹介する資料は、第2回(2023年12月18日)に提出されたデジタル庁「資料4 デジタルインボイス (Peppol e-invoice) について」になります。

https://www.digital.go.jp/assets/contents/nod_e/basic_page/field_ref_resources/fe4b257e-3cb3-48c4-8f11-3729bf98d43f/0bcb83ce/20231218_meeting_digital-system-reform_outline_04.pdf

II 外形標準付加価値割の注意点

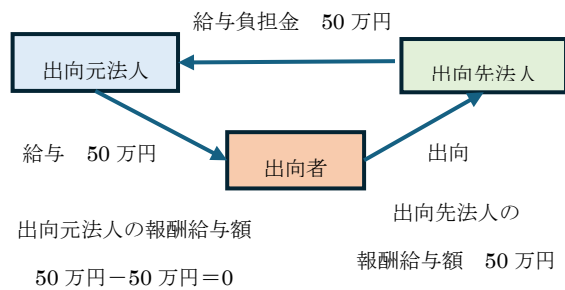
1. はじめに

既報の通り、令和6年度税制改正により外形標準課税制度の対象法人が拡大されることとなった。この改正が適用されるのは、改正の内容に応じて、令和7年4月1日又は令和8年4月1日以降開始事業年度からではあるが、特に大法人の100%子法人等で、この改正により初めて外形標準課税を適用することになる法人には大きな影響があるだろう。

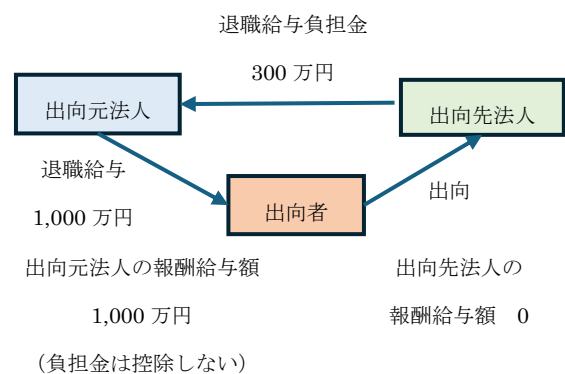
そこで本稿では、外形標準課税のうち付加価値割額について、多くの法人で該当すると考えられる誤りやすい事例を紹介する。

2. 報酬給与額・出向給与負担金の授受

出向者に係る給与は、当該給与を実質的に負担する法人の報酬給与額に含める。出向元法人が出向者に直接給与を支給している場合、出向元法人で報酬給与額と認識する金額は、出向先法人から受け取る給与負担金を給与支給額から控除した金額となる。



なお、給与負担金には法定福利費や通勤費（所得税が非課税となるものに限る）相当額が含まれている場合がある。これらは報酬給与額の対象とはならないため（給与課税の対象外であるため）、給与負担金額から控除して集計する必要がある。給与負担金の内訳が区分されていない場合は全額が報酬給与額の対象となる。



また、出向者に係る退職給与の場合は、前述の給与とは異なり退職者に直接支払う法人でのみ報酬給与額に含める。こちらは形式的な負担額を認識することとなる。

3. 純支払利子・リース料のうち利息相当額

法人税法上のリース取引（資産の売買があったとされるもの又は金銭貸借とされるもの）に係るリース料のうち、利息相当額として合理的に区分された金額は、純支払利子に含める。実務上は契約書等により判断することになると考えられる。

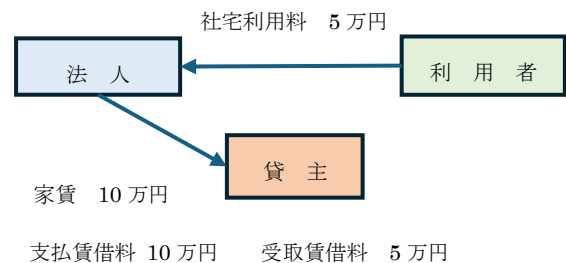
なお、法人税法において売買取引又は金銭貸借取引に該当するリース取引に係る取得価額部分又は元本部分については、これは賃借料ではないため、リース対象が土地又は家屋であっても純支払賃借料には含めない。

一方、法人税法上のリース取引に該当しないリース取引（オペレーティングリース取引）は、法人税では賃貸借取引とされるため、そのリース料はあくまでリース料であるから純支払利子には含めない。もっとも、リース対象が土地又は家屋である場合には、当然、純支払賃借料に該当することになる。

4. 純支払賃借料・社宅

法人が契約者となって賃借している家屋を、その法人の役員又は従業員に社宅として賃貸している場合、法人が支払う賃借料は支払賃借料に、役員又は従業員から受け取る利用料は受取賃借料にそれぞれ算入する。

従って、出向給与負担金と同様に、法人が実質的に負担する金額を純支払賃借料として認識することとなる。



なお、契約書や請求書で賃借料が家賃と共益費・保守費・清掃費などに明確かつ合理的に区分されている場合は、共益費等は純支払賃借料に含めない。区分されていない場合は共益費等も純支払賃借料に含めることとなる。

その他、敷金・礼金・更新料等の権利の設定のために支払う対価も純支払賃借料の対象とはならない。ただし、契約等により賃借料の前払相当額が含まれている場合、その部分については純支払賃借料に含めることとなる。

社宅の解約時には違約金や原状回復費用を支払うことも想定されるが、これらの費用も純支払賃借料の対象とはならない。

5. おわりに

外形標準課税のうち、所得割は一部で事業税独自の計算方法があるものの、基本的には法人税の所得計算と同様である。逆に付加価値割と資本割は事業税独自の計算方法の比重が非常に高く、適用初年度に向けて事前に充分な検証・準備期間を設けるべきだろう。

今回は外形標準課税のうち付加価値割を構成する報酬給与額・純支払利子・純支払賃借料から、代表的な一部の事例を紹介した。各県税事務所のホームページでは多数の事例を紹介しているので、必要に応じてそちらも参考にしていきたい。